

2020年1月

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた
預金規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を2020年3月より下記のとおり改定いたします。

規定改定後は、適切な顧客管理を実施するために、新規取引開始時においてお取引の目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳しく確認させていただく場合があります。

また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、過去にご確認させていただいたお客さまに関する情報等を再度確認させていただき、各種確認資料等のご提示をお願いすることもありますので、何卒ご協力をお願いいたします。

当金庫が求める確認や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合や、当金庫が不審と判断した場合には、お取引をお断り、または制限させていただくこともあります。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客様にも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせください。

1. 対象となる主な預金規定

総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）、普通預金規定（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、定期積金規定、（自動継続）期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金（M型）規定・変動金利型定期預金規定、積立定期預金規定、当座預金規定 等

2. 主な改定内容（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を新設、追加および変更をします。

- （1）（預金の払戻し等）の条項に追加
- （2）（取引の制限等）の条項として新設
- （3）（解約等）の条項を一部追加
- （4）（規定改定）の条項として新設
- （5）（届出事項の変更）の条項の一部変更

※普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

3. 改定時期

2020年3月2日(月)から

(例) 普通預金規定

◆ (預金の払戻し) 条項に追加 (下線部分)

5. (預金の払戻し)

(1) (略)

(2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3)・(4) (略)

◆ (取引の制限等) 条項を新設

11. 取引の制限等

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。

預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

(3) 前2項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

◆ (解約等) の条項を一部追加 (下線部分)

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店で申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①～③ (略)

④ 法令で定める本人確認等における確認事項または第11条第1項もしくは第2項にもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが判明した場合

⑤ この預金がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合

(3) ①～③ (略)

(4)・(5) (略)

◆（規定の改定）の条項を新設

16.（規定の改定）

この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、ホームページ等にて掲示する方法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承諾したものとみなし、以後、改定後の規定を適用するものとします。

◆（届出事項の変更）の条項の一部変更（下線部分）

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（1）（略）

（2）通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。また通帳を再発行する場合は、当金庫所定の再発行手数料を申し受けます。

（3）預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

以上